

和泉都市計画地区計画の決定（和泉市決定）

都市計画三林地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

	名 称	三林地区地区計画
	位 置	和泉市三林町地内
	面 積	約 27.3ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、郊外住宅市街地の形成が進行している和泉市中央部丘陵地域の一画に位置し、民間の土地区画整理事業による良好な住宅団地の造成が予定されている地区である。</p> <p>本地区計画では、この事業による基盤整備にあわせ、建築物等の規制・誘導を行い、緑豊かな、ゆとりある良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>緑豊かなゆとりと落ち着きのある低層住宅地としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の道路、公園、緑地については、土地区画整理事業により整備されるので、これらの施設の機能保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>ゆとりと潤いのある良好な居住環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度の制限、公告物や看板の制限及びかき又はさくの構造の制限を行う。</p>